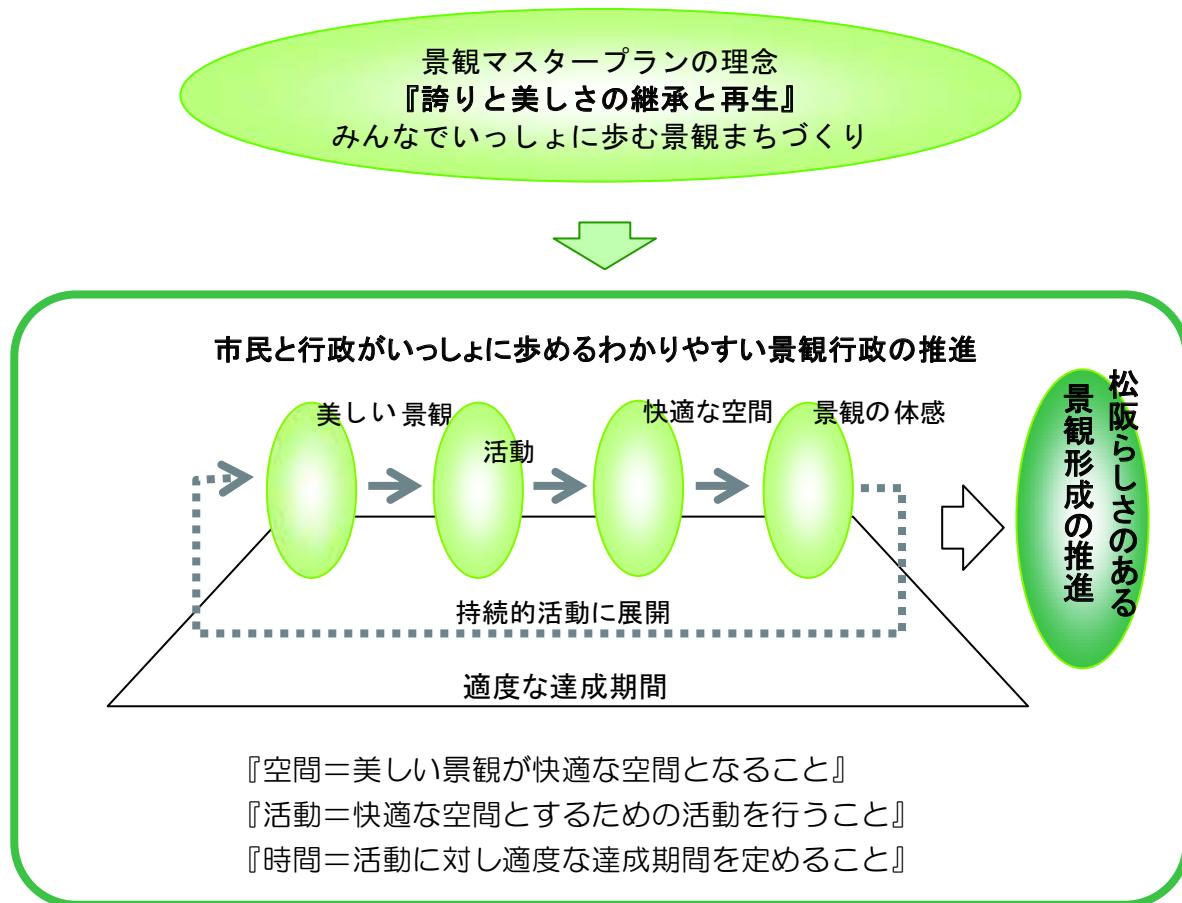


## 第4章 景観マスタープランの基本方針

景観マスタープランでは、理念と目標を具体化するため、『空間』『活動』『時間』に視点をおいて、計画策定にあたっての基本方針を次のとおり定め、松阪らしさのある景観形成の推進に取り組んでいくこととする。

- ①先人達が培ってきた歴史文化や、様々な営みの基盤となっている美しい景観を、眺める対象だけでなく、癒しや活力、快適性を感じる『空間』に育て上げること
- ②美しい景観を共通の資産として守り育て、これが、癒しや活力、快適性を感じる空間となるために必要な『活動』を行うこと
- ③市民や事業者、NPO等と行政が、『時間(達成期間)』を定め、ともに美しい景観形成に向けた取組を行い実現すること

そして、これらの『空間(美しい景観が快適な空間となること)』、『活動(快適な空間とするための活動を行うこと)』、『時間(活動に対し適度な達成期間を定めること)』を総合的にとらえ、景観形成を推進することにより、本市における景観行政が、市民にとってよりわかりやすいもの(まちづくり活動等)となり、さらに市民による持続的な活動へと展開されていくことを期待するものである。



## 1. 基本的な考え方

### (1) 空間・・・美しい景観が快適な『空間』となること

松阪市には、高見山地や台高山脈などの山並みや緩やかな丘陵地、広大な田園地帯、伊勢湾や海岸、そして松阪城下町を始め、その折々の人々が培ってきた、誇れる美しい景観が存在する。

そして、これらは美しいだけではなく、市民や来訪者のくつろぎの空間として、また、生態系が持続的に存在できる快適な空間となっている。

『空間』は、市民の美しい景観を慈しむ心や郷土愛を育むうえで、また、将来にわたり、市民にとって快適な環境となる意味でも重要である。

そこで、『空間』については、景観特性で整理した自然的景観、歴史文化的景観、都市的景観の3つの類型と、市域を8つの地区に区分し、基本方針を定める。

#### 類型区分を基本とする空間：類型別方針

景域を構成する「自然的景観」、「歴史文化的景観」、「都市的景観」の3つの類型により区分し、さらに14の詳細な類型に区分し景観形成の基本方針を示す。

→詳細は2. 具体的な考え方の(1)空間における②類型別方針[1]~[14] 28頁参照

#### 松阪市の景観を特徴づける上で基本となる空間：地区別方針

地区区分の考え方をふまえて、景域を地形や土地利用等などから8つの地区に区分し景観形成の方針を示す。

→詳細は2. 具体的な考え方の(1)空間における③地区別方針[1]~[8] 35頁参照

### (2) 活動・・・快適な空間とするための『活動』を行うこと

快適な空間は、放っておいて実現するものではなく、市民や事業者、来訪者、行政などによる持続的な『活動』によって実現するものである。

そして、この持続的な活動は、結果として、地域のコミュニティを育み、美しい景観を保全・再生・創造することにつながる。

このように『活動』は、景観が地域共通の資産であるということを、市民の心の中に培う意味でも重要である。

そこで、『活動』については、次の4つの活動主体に区分し、基本方針を定める。

#### 協働による活動、市民による活動、事業者による活動、行政による活動

目標を具体化するための協働あるいは、各主体の活動の方針を示す。

→詳細は2. 具体的な考え方の(2)活動における 39頁参照

(3) 時間・・・活動に対し達成すべき適度な『時間』を定めること

快適な空間を保全・再生・創造する活動は、具体的に目標を達成する期間を定めることにより、その活動の方法や方向が明確になり、また活動する主体の意欲の向上にもつながる。

また、市民や事業者、行政がこれらの活動に携わり、目標を実現する達成感を共有することは、将来にわたり持続性のある活動として展開していく契機ともなる。

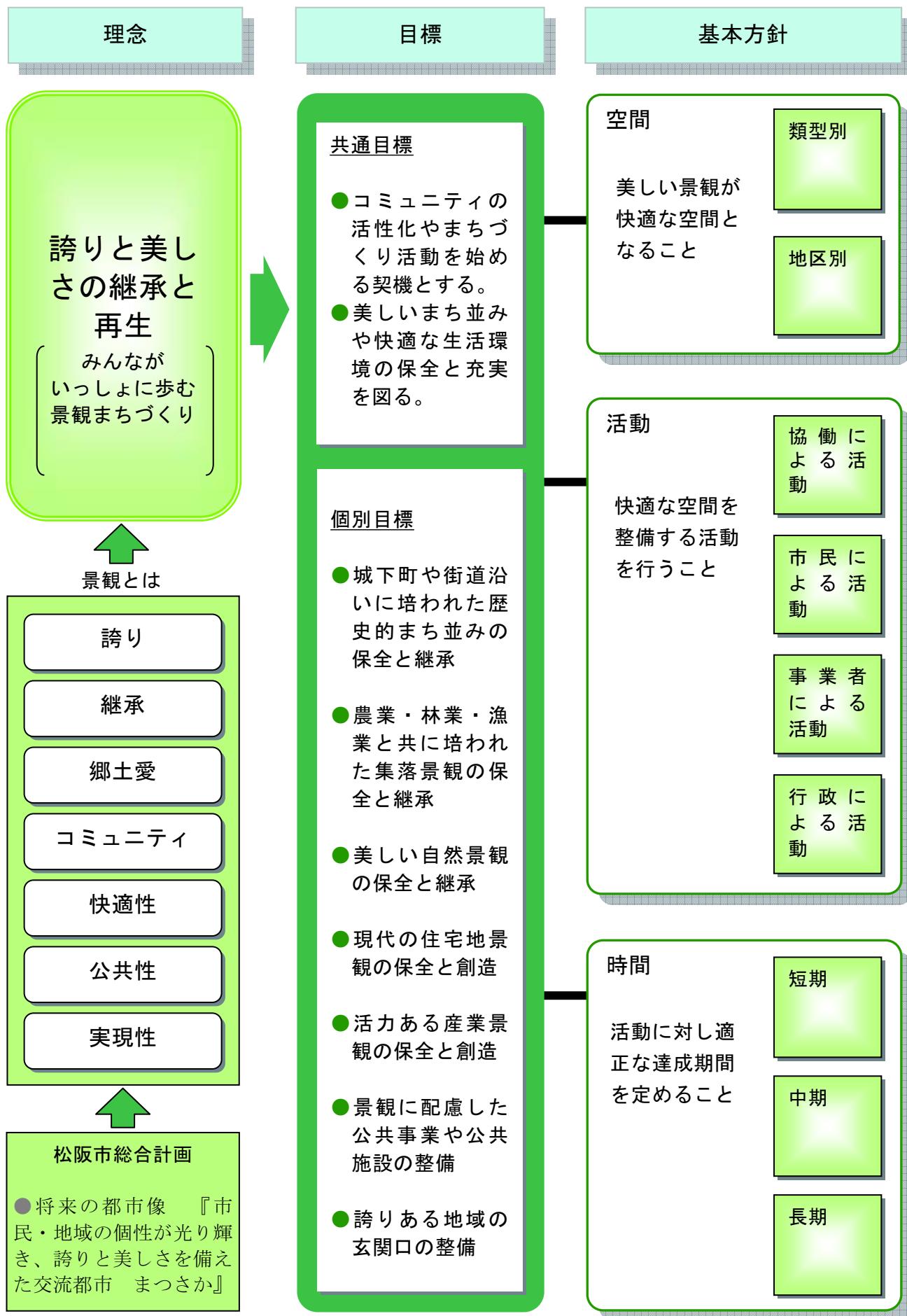
そこで、『時間』については、次の3つの期間に区分し、基本方針を定める。

**短期、中期、長期**

短期的に目標達成可能なもの、短期的活動になる可能性のあるもの(中期)、長期的な視点にたって活動していくものに関してその具体化方針を示す。

→詳細は2. 具体的な考え方の(3)時間 42頁参照

## □景観マスタープランの理念から基本方針へのフロー



## 2. 具体的な考え方

### (1) 空間・・・美しい景観が快適な『空間』となること

#### ① 類型別方針

類型	現状	重視すべき 主な目標
自然的景観	1 山地・丘陵地  高見山地や紀伊山地、台高山脈などの山々と、それらの山麓部から標高100m前後の丘陵地がなだらかに連なっている。	・美しい自然景観の保全と継承
	2 里山地区  里山地区は、かつては薪の採取、稻作など、人と自然との深い関わりの中で、持続可能な暮らしの条件を備えた場であったが、現在はその名残として雑木林や棚田、茶畠が集落と一体となってみられる。	・農業、林業、漁業と共に培われた集落景観の保全と継承
	3 田園地帯  山麓部から連なる扇状地や平野部、海岸部にかけてまとまりのある田園地帯が形成されている。	
	4 海・海岸  河川の河口部に広がる干潟と海岸は、野鳥飛来地やハマボウ自生地などとして豊かな自然環境を有し、海苔ひびの景観が趣をそえる広大な伊勢湾が前面に広がっている。	・美しい自然景観の保全と継承
	5 河川  高見山や白猪山などを源とする櫛田川等の河川が伊勢湾に集まるように流れしており、かつては地域の文化や産業を育んできた。現在でも、潤いとやすらぎを与えるとともに、農業用水や工業用水などの取水源として社会経済活動を支えている。	
歴史文化的景観	6 既成市街地 (歴史的地区)  松阪城下町の都市構造を基盤とし発展してきた地区で、戦災などの影響を受けず、大規模な地域開発がなされていないため、歴史的な都市空間が現在でも継承されているところが多い。	・城下町や街道沿いに培われた歴史的まち並みの保全と継承
	7 街道沿いの集落  伊勢街道や和歌山街道沿いに繁栄した宿場などを基盤としており、往時をしのばせるまち並みがみられるが、少子高齢化などによる空家や空店舗の増加、建物の建替えなどにより、歴史的なまち並みの連たんが損なわれている地区もみられる。	

類型 詳細区分	現状	重視すべき 主な目標	
<b>都市的景観</b>	8 既成市街地 (現代的地区)	松阪城下町の都市構造を基盤とし、土地区画整理事業や再開発事業、中心商店街等の近代化事業などにより整備された市街地がみられる。  一方、中心商店街において増加する空き店舗や空き地、高度経済成長期に建設された住宅地における、老朽化した木造住宅密集地区などもみられる。	・活力ある産業景観の保全と創造 ・景観に配慮した公共事業や公共施設の整備 ・誇りある地域の玄関口の整備 ・現代の住宅地景観の維持保全
	9 新しい住宅地	既成市街地周辺部においてミニ開発された住宅地や丘陵地等において開発された大規模な住宅地などがみられる。また近年、地区計画制度を活用し、計画的に開発された住宅地もみられる。	・現代の住宅地景観の保全と創造
	10 新しい商業地	既成市街地周辺部や郊外部では、幹線道路沿いを中心に、大規模な施設や駐車場をもつ商業施設が立地し、屋外広告物が林立するなど、沿道の景観に影響を与えている地区もみられる。	・活力ある産業景観の保全と創造
	11 工業地	松阪港を中心とした臨海部や内陸部、丘陵地では、大規模な工業団地や企業立地がみられるが、景気の低迷も影響し新規企業の進出が進まない状況となっている。	
	12 レクリエーション地区	周辺の自然環境とふれあうことのできる施設や空間、文化遺産と一体的に整備された公園、宿泊施設やキャンプ場などを備えた地区が、既成市街地周辺部や海岸部、山間部に点在している。	・景観に配慮した公共事業や公共施設の整備
	13 文教地区	市民施設や文化施設、小学校、大学などが一体となって形成されている地区がみられる。	・活力ある産業景観の保全と創造
	14 幹線道路等の沿道	伊勢自動車道、国道23号、国道42号、国道166号などの道路交通網や、JR線、近鉄線等の鉄道網が整備されているが、沿道には大規模な商業施設や業務施設、屋外広告物等が林立しているところもみられる。	・景観に配慮した公共事業や公共施設の整備 ・誇りある地域の玄関口の整備

3つの類型別の方針は以下のとおり。

### 自然的景観

#### 1 山地・丘陵地

##### 考え方

松阪市の原風景を構成するなだらかな丘陵地の緑や山村集落の景観、また堀坂山や高見山などの山並みの保全を図る。



堀坂山を背景とする平成町中部平成台団地

##### 具体化方針

- ・丘陵地の緑や古墳、山城跡などの史跡の保全を図る。
- ・のどかな山村景観の保全を図る。
- ・住宅地等の面的開発地区では、法面の緑化等による修景に努める。
- ・土砂採取場などの景観への対処に努める。
- ・砂防・治水施設などの修景に努める。
- ・市街地や田園地帯、河川護岸や橋梁などからの眺望の保全に努める。



与原の山村景観と山並み



豊かな森林景観に囲まれた飯高町森の迷岳周辺の山地等

#### 2 里山地区

##### 考え方

果樹園や茶畠が広がる里山や集落等が豊かな緑の中で共存する農村景観の維持保全を図る。



里山の原風景が残る御麻生菌町



のどかな里山景観が残る笠川集落



嬉野森本町など里山景観が残る中村川流域

### 3 田園地区

#### ● 考え方

広大な田園地帯及び点在する集落の家並みや屋敷林、生垣、鎮守の杜などが共存した田園景観の維持保全を図る。



伊勢寺地区の田園風景

#### ● 具体化方針

- ・広大な田園景観の保全を図る。
- ・集落の構造や歴史的景観資源の維持保全を図る。
- ・鎮守の杜や屋敷林などの緑の維持保全を図る。
- ・道路整備に伴う街路樹の整備と屋外広告物等の整序・規制誘導による田園景観への眺望の保全を図る。
- ・カントリーエレベーター、土砂採取場、コンクリートプラントなどの景観誘導に努める。



朝見地区の田園風景と鎮守の杜



米ノ庄周辺の田園風景

### 4 海・海岸

#### ● 考え方

伊勢湾の風景や、海岸部の豊かな自然環境、海岸線の保全・創出を図る。



五主町の海岸沖の海苔ひび

#### ● 具体化方針

- ・伊勢湾や海苔ひびの風景の保全を図る。
- ・海岸部の干潟等豊かな自然環境の保全を図る。
- ・松名瀬海岸、五主海岸の砂浜の保全や自然環境に配慮した海岸の創出を図る。
- ・石積み突堤等の土木遺構の保全を図る。



松名瀬町の松名瀬海岸・吹井ノ浦地区



自然植生豊かな松名瀬町の櫛田川河口干潟

## 5 河川

### 考え方

流域の緑の保全、自然環境との調和に配慮した護岸の整備など、本市を代表する自然環境としてふさわしい景観の保全・創出を図る。

### 具体化方針

- ・流域の緑の保全に努める。
- ・周辺の自然環境と調和した護岸の整備を図る。
- ・河川景観に配慮した魅力ある橋梁の整備を図る。
- ・河川河口部の干潟や植生などの保全に努める。
- ・河川の清流化及び親水性の確保に努める。



笠松町等の碧川河口地区



櫛田川下流の雄大な流れ



香肌峡県立自然公園(櫛田川)

## 歴史文化的景観

## 6 既成市街地(歴史的地区)

### 考え方

旧松阪城下町建設時の都市構造を大切にした歴史的市街地の保全、松阪城跡への眺望の保全など、松阪市として誇りのもてる景観の保全を図る。

### 具体化方針

- ・松阪城跡、殿町、魚町一丁目、通り本町、西町周辺地区、職人町の寺院群等の歴史的な地区の保全及び再生を図る。
- ・白粉町などの歴史的な環境に配慮した、落ち着きのある閑静な居住環境の保全を図る。
- ・屋外広告物や電線類等の整序に努める。



殿町のまち並み



魚町一丁目のまち並み



白粉町のまち並み

## 7 街道沿いの集落

### ● 考え方

歴史的なまち並みの保全、地区の歴史的環境に配慮したまち並みの修景、地区の個性（歴史や文化）を活かした景観の維持保全を図る。

### ● 具体化方針

- ・伊勢街道、和歌山街道、伊勢本街道等の沿道のまち並みや歴史的建造物、常夜燈、道標などの景観資源の保全を図る。
- ・道路整備や建物の建替えにあわせた沿道緑化、地区の歴史的環境に配慮したまち並みの修景整備を図る。
- ・地区内の寺社空間、山の神等の季節行事拠点、集会所等のコミュニティ施設や広場等を有効に活用した潤いのある居住環境の整備に努める。



市場庄のまち並み



射和・中万のまち並み



宮前のまち並み

## 都市的景観

## 8 既成市街地(現代的地区)

### ● 考え方

中心市街地にふさわしい賑わいのある商業地や駅周辺地区における新たな景観など、松阪市としてゆとりと誇りのもてる景観の形成を図る。

### ● 具体化方針

- ・活気ある中心商業地区の形成を図る。
- ・嬉野中川町、嬉野権現前町等の既成市街地における落ち着きのある居住環境の保全を図る。
- ・ゆとりと誇りのもてる松阪駅周辺の空間の形成を図る。
- ・松阪公園大口線、高町松江岩内線、松阪駅周辺の通りなどの幹線道路沿いの景観形成を図る。
- ・緑豊かな街路や公園、広場の保全・創出を図る。
- ・屋外広告物や電線類等の整序に努める。



平生町付近の県道本町垣鼻線のまち並み



松阪駅周辺のまち並み



嬉野中川町のまち並み

## 9 新しい住宅地

### 考え方

地区計画などにより、周辺の自然景観、田園景観や背景となる山並み等への眺望に配慮した潤いのある緑豊かな住宅地景観の形成を図る。

### 具体化方針

- ・潤いのある緑豊かな郊外住宅地景観の形成を図る。
- ・公園、広場、集会所等のコミュニティ施設などを有効に活用した潤いのある住宅地景観の形成を図る。
- ・地区計画制度を活用した、良好な住宅地の形成を図る。
- ・だれもが安心・安全に歩ける歩行者ネットワークの整備に努める(バリアフリーな歩道、広場等の拠点整備)。
- ・住宅地内の街路樹の整備・維持保全を図る。



駅部田町の新しい市街地



下村町オナーズヒルの景観



中川駅周辺の住宅地

## 10 新しい商業地

### 考え方

松阪市の郊外における商業拠点地区として、緑豊かな景観の形成を図る。

### 具体化方針

- ・アドバンスマール、パワーセンター、その他の大型商業施設を拠点とした地区では環境にやさしい沿道景観の形成を図る。
- ・敷地内緑化や街路樹の整備などによる潤いのある沿道景観の形成を図る。
- ・歩行者に配慮し、ゆとりと賑わいのある空間の確保及び演出づくりに努める。
- ・乱雑な屋外広告物等の整序・規制誘導に努める。



中川駅周辺地区



田村町の沿道商業地区

## 11 工業地

### 考え方

地区内の施設群の整序、敷地内緑化や生垣による修景、また背景となる伊勢湾や田園地帯、丘陵地、山並みへの調和に配慮した工場景観の形成を図る。

### 具体化方針

- ・伊勢湾への眺望に配慮した松阪港海浜工場地区の景観形成を図る。
- ・背景となる山並みや周辺の丘陵地の緑との調和に配慮した松阪中核工業団地、天花寺工業団地地区、上川町周辺の工場地区等の景観形成を図る。
- ・沿道の街路樹の整備に努める。
- ・敷地内緑化や生垣整備の推進を図る。



山室町の松阪中核工業団地



大口町の松阪港海浜工場地区



木の郷町のウッドピア松阪

## 12 レクリエーション地区

### 考え方

周辺の自然環境や歴史的環境と調和した地区施設の整備及び緑豊かなアプローチ景観の整備など、周辺の環境にもやさしいやすらぎのあるレクリエーション地区として景観の保全・創出を図る。

### 具体化方針

- ・運動公園や親水公園、農業公園、森林公园、海浜公園、オートキャンプ場など周辺の自然環境との調和に配慮した地区の整備を図る。
- ・うきさとむら、堀坂山登山道、伊勢山上、大石不動院周辺、つつじの里荒滝、ホテルスメール周辺、山林舎周辺など本市の自然環境を有効に活用した新たなレクリエーション地区としての保全を図る。
- ・各レクリエーション地区への入り込みを促すわかりやすく魅力あるアプローチ景観の誘導に努める。



高須町公園オートキャンプ場



伊勢寺町の松阪農業公園ベルファーム



飯高町森のホテルスメール周辺地区

**13 文教地区****考え方**

市民文化施設や教育施設などの敷地内緑化や周辺の道路等公共空間の緑化による一体感に配慮した、潤いのある都市景観の形成を図る。

**具体化方針**

- ・公園や地区内を通る道路、市民文化施設などの一体感のある地区整備を図る。
- ・安全・安心な歩行者空間の確保を図る。
- ・沿道の街路樹の整備、電線類の整序等に努める。
- ・敷地内緑化や駐車場の生垣による修景等の推進を図る。



嬉野権現前町等嬉野ふるさと会館周辺地区



川井町のカネボウ跡公園(鈴の森公園)地区

**14 幹線道路等の沿道****考え方**

街路樹の整備・維持管理や屋外広告物の整序・規制など、松阪市を代表する広域交通軸にふさわしい良好な沿道景観の形成を図る。

**具体化方針**

- ・街路樹による潤いのある沿道景観の形成を図る。
- ・周辺の景観やゆとりある空間の確保等に配慮した魅力ある橋梁や交差点の形成を図る。
- ・沿道景観の背景となる山並みや丘陵地の緑、寺社林、平地林や田園風景への眺望の保全を図る。
- ・幹線道路沿道等の屋外広告物の整序・規制誘導に努める。



野村町等の松阪 I.C からのアクセス道路沿い地区



飯高町木樅の国道 166 号奈良県境付近

### ③ 地区別方針

#### 1 伊勢湾沿岸地区

##### ● 考え方

櫛田川、金剛川、阪内川、三渡川、雲出川の5つの水系が集まる伊勢の海に面した本地区は、河口部の干潟や海岸、植生、海苔ひびなどの豊かな自然との調和に配慮し、また松ヶ島城跡周辺地区などの歴史文化的景観や近年整備された高須町公園、中部国際空港への海上アクセス港などの地域のシンボルとなる良好な景観と共に存した景観の保全・創出を図る。



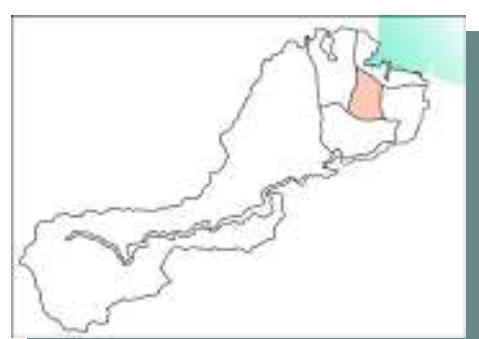
##### ● 具体化方針

- ・松崎浦町、松ヶ島町などの歴史的まち並みや美しい檻垣の残る高須町、曾原新田などの集落景観の保全を図る。
- ・雲出川、櫛田川、三渡川、碧川河口部、海岸部にみられる干潟や砂浜、自然植生、海苔ひび、土木遺構等の保全を図る。
- ・西黒部や曾原新田などの海岸平野に広がる、まとまりのある田園景観の保全を図る。
- ・高須町公園オートキャンプ場、五主海岸等のレクリエーション施設への、街路樹等による緑化や道路の美装化、沿道景観の誘導等による魅力あるアプローチ景観の整備に努める。
- ・サイロ類や臨海部の工場群、ホテルなどの色彩誘導、工場敷地内の緑化による周辺の自然景観への配慮に努める。

#### 2 中心市街地地区

##### ● 考え方

本市の市街地の大半が含まれ、蒲生氏郷による城下町建設以来の歴史的都市構造やまち並みなどの歴史的環境と共に存した新しい市街地景観の保全・創出を図るとともに、周辺に広がる田園地帯や河川などの自然環境との調和や眺望の確保等に配慮する。



##### ● 具体化方針

- ・松阪城跡や殿町地区における武家屋敷のまち並み、魚町一丁目・通り本町等の伊勢街道界隈のまち並み、豪商家のたたずまい、職人町の寺院群などの保全を図る。
- ・地区の特性を活かした、バリアフリーな観光散策ルートの整備を図る。
- ・公園や緑地のつながりに配慮した景観資源の活用に努める。
- ・松阪駅や松阪駅周辺の商店街は、本市の玄関口としてふさわしい、ゆとりと賑わいのある地区として景観形成を図る。
- ・松阪市役所や市営駐車場などは、周辺の景観を先導する公共施設としてふさわしい

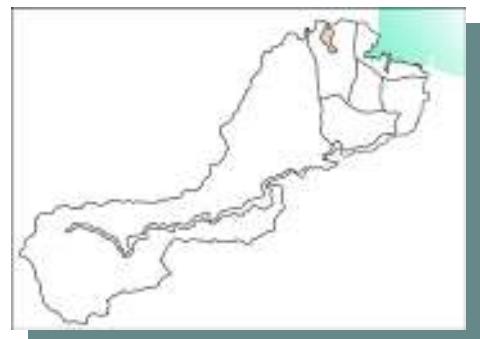
美化・修景を図る。

- ・大規模建築物等の景観規制・誘導により、松阪城跡及び旧城下町への眺望の保全を図る。
- ・国道42号、松阪駅周辺の商店街、松阪公園大口線、松阪駅松阪港線などの電線類の地中化、既存屋外広告物の美化・整序による魅力ある沿道景観の形成を図る。
- ・電線類の整序や護岸の修景等により、阪内川から堀坂山などへの眺望の保全に努める。

### 3 中川駅周辺市街地地区

#### ● 考え方

近年の土地区画整理事業などにより整備され、新たな賑わいを見せていく本地区は、周辺の自然環境との調和に配慮した潤いのある景観の保全・創出を図る。



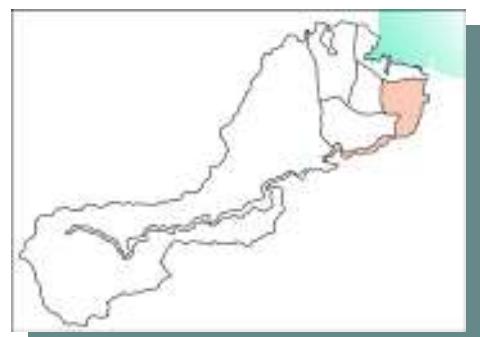
#### ● 具体化方針

- ・地域の景観を特徴づける寺社等の保全を図る。
- ・嬉野ふるさと会館を中心とする、公共施設の美化・修景を図る。
- ・中川駅周辺に計画的に開発された良好な住宅地の保全を図る。
- ・近鉄沿線に林立する屋外広告物の美化・整序による電車からの魅力的なアプローチ景観の形成に努める。
- ・駅周辺地区における電線類地中化等の推進により、魅力ある沿道景観の形成を図る。

### 4 櫛田川沿い田園地区

#### ● 考え方

豊かな水量と風光明媚な風景を保つ櫛田川沿いにひろがる本地区は、広大な田園地帯と点在する集落等による、のどかな田園景観の保全・創出を図る。



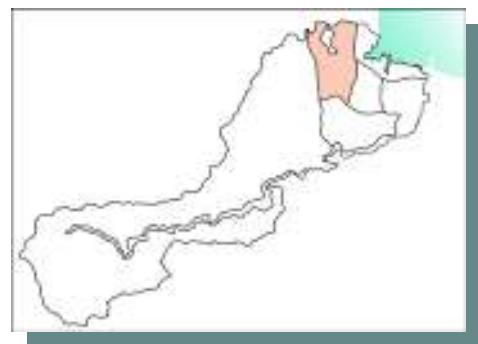
#### ● 具体化方針

- ・射和・中万のまち並みや地域の景観を特徴づける寺社などの保全を図る。
- ・御麻生菌町等、里山を背景として石積みの擁壁が残る集落景観の保全を図る。
- ・津留の渡し跡や櫛田川の渡し場跡では、歴史性に配慮した景観の形成に努める。
- ・櫛田川の豊かな流れや流域の緑の保全及び自然景観に配慮した親水空間の整備に努める。
- ・朝見・櫛田地区に広がる、まとまりのある田園景観の保全を図る。
- ・櫛田川からの堀坂山、白猪山等への眺望の保全・創出に努める。
- ・屋外広告物禁止地域である国道42号松阪多気バイパス沿いの良好な景観の保全を図る。
- ・周辺の自然景観への配慮した内陸部の工場敷地内施設の色彩誘導、敷地内緑化に努める。

## 5 雲出川沿い田園地区

### ● 考え方

堀坂山山麓部の扇状地から三渡川流域沿いの平地に広がる本地区は、広大な田園地帯と点在する集落等による、のどかな田園景観の保全・創出を図る。



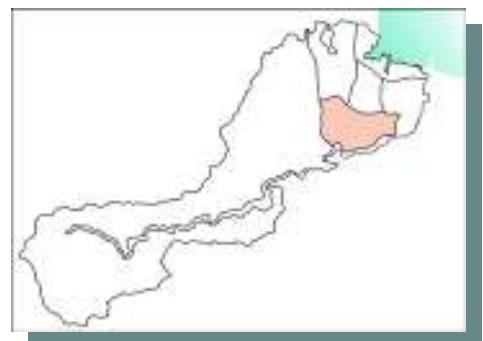
### ● 具体化方針

- ・市場庄や六軒、月本など伊勢街道沿いの歴史的なまち並みや地域の景観を特徴づける寺社、常夜燈、道標等の保全を図る。
- ・平野部に広がるまとまりのある田園景観や点在する遺跡の保全を図る。
- ・雲出川、中村川などの豊かな流れや流域の緑、桜堤の保全などに配慮した親水空間の整備に努める。
- ・ベルファームは、周辺の景観を先導する公共施設としてふさわしい、魅力ある交流拠点として整備・保全を図る。
- ・一志嬉野I.C近くの工場敷地内施設については、周辺の自然環境へ配慮した色彩誘導や敷地内緑化に努める。
- ・松阪I.Cや一志嬉野I.Cから市街地へのアクセス道路沿いについては、屋外広告物の美化・整序により、魅力ある沿道景観の形成に努める。
- ・大規模建築物等の景観誘導により、背景となる山並みや田園景観の眺望の保全に努める。

## 6 丘陵地区

### ● 考え方

松阪南部丘陵、丹生寺丘陵を中心としたなだらかな丘陵地により構成される本地区においては、開発・整備された大規模な住宅団地や工業団地、公園などと丘陵地の緑とが調和した、豊かな景観の保全・創出を図る。



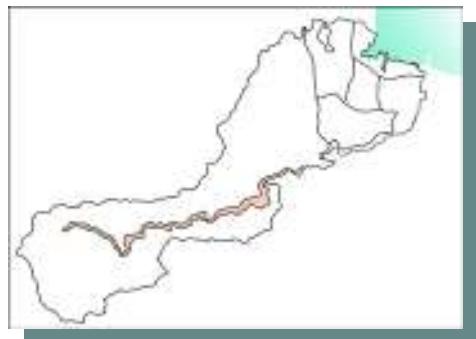
### ● 具体化方針

- ・宝塚古墳や本居宣長奥墓などの歴史文化的景観の保全を図る。
- ・山麓部のなだらかな丘陵地の緑の保全に努める。
- ・宝塚古墳やちとせの森、住宅団地、中部台運動公園等への、街路樹等による緑化や道路の美装化、沿道景観の誘導等により、魅力あるアプローチ景観として整備を図る。
- ・統一化した公共空間や関連施設の景観誘導などによる、魅力ある文教地区の景観創出に努める。
- ・国道42号、国道166号沿いの屋外広告物の美化・整序に努める。
- ・周辺の自然景観に配慮した、松阪中核工業団地における工場敷地内施設の色彩誘導、敷地内緑化に努める。
- ・立野町の里山や中万町の神山における土砂採取場、さらには住宅団地のコンクリート擁壁については緑化等に努める。

## 7 和歌山街道沿い地区

### 考え方

和歌山街道と伊勢本街道が通り、かつて宿場として賑わった集落などを歴史的景観として保全するとともに、国道166号沿いにおいては、櫛田川と、その背景の山並みなどの豊かな自然景観に配慮した潤いのある景観の創出を図る。



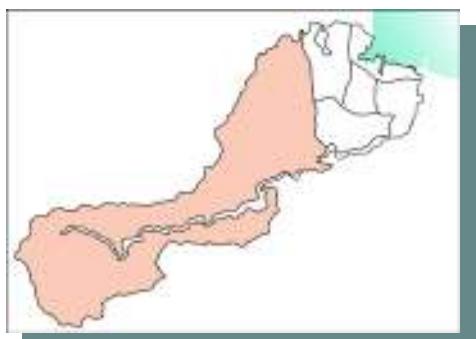
### 具体化方針

- ・和歌山街道の宿場でもあった波瀬、七日市、宮前等の歴史的まち並みや常夜燈、道標等の保全を図る。
- ・本郷等、櫛田川沿いのわずかな平坦地にみられる、石積みの外構が残る農村集落の景観保全を図る。
- ・香肌峡県立自然公園に指定された櫛田川の清流や隆起する岩などの美しい自然の保全を図る。
- ・国道166号沿いは、美しい自然環境に配慮した景観誘導を図る。
- ・大規模建築物等の景観誘導によって背景の室生赤目青山国定公園や香肌峡県立自然公園の美しい山並みの眺望の保全に努める。

## 8 山地地区

### 考え方

大半を山地で占める本地区においては、森林や山間部の集落等が共存して形成している緑豊かな景観を保全するように努める。



### 具体化方針

- ・飯南町向粥見(相津)、大石等、山間部にみられる山村集落の保全を図る。
- ・与原町、柚原町、嬉野小原町等、石積みの擁壁などが残る集落の保全を図る。
- ・高見山地や台高山脈、紀伊山地の山々の森林景観の保全を図る。
- ・森・蓮地区等におけるブナ等の原生林や貴重な植生の保全に努める。
- ・室生赤目青山国定公園や香肌峡県立自然公園における、渓流、渓谷などの風光明媚な自然環境の保全を図る。
- ・柳瀬新田、大溝新田などの茶畠や深野、大石などの棚田風景の保全を図る。
- ・嬉野管内山麓部に点在するゴルフ場周辺の自然環境の保全に努める。
- ・鉄塔の敷地周辺部の緑化等により、周辺の美しい自然景観への配慮に努める。

## (2) 活動・・・快適な空間とするための『活動』を行うこと

### ① 協働による活動

#### ● 考え方

本市では、地域の景観資源を大切にする活動を積極的に展開している市民やまちづくり活動団体とともに、各地区において、地域まちづくり活動に参画し、自らの専門性を活かした支援活動を行っている事業者などが多くみられる。

このような地区では、良好な地域の景観や環境を保全し活用していくため、市民や事業者と行政の協働による活動を推進していく。

#### ● 具体化方針

- ・市民と行政によるデザイン会議(仮称)の設置を検討する。
- ・良好な景観の形成に関する懇談会を開催する。
- ・シンポジウムや講演会の協働企画及び開催を検討する。
- ・景観に関する学習の場や豊かな感性をもった人材の育成に努める。

### ② 市民による活動

#### ア 日常の維持管理活動

#### ● 考え方

松阪市民は、自らが良好な景観づくりの主役であることを自覚し、地域の環境や景観を維持保全するための自主的な市民活動を推進する。

#### ● 具体化方針

- ・河川や海等の美化、草花や樹木の植栽・育成活動の推進に努める。
- ・日常的な清掃活動の継続に努める。
- ・地域や行政が実施する良好な景観形成活動に参加する。
- ・地域の良好な景観形成に貢献する。

#### イ 地域まちづくり活動

#### ● 考え方

自らが生活する地域やまちづくり活動においては、地域の景観の保全や創出という視点にたった活動を取り入れ、推進する。

#### ● 具体化方針

- ・地区の良好な環境を保全するためのルールづくりに努める。
- ・地区の歴史的環境やまち並みの維持保全活動の推進を図る。
- ・商業等活性化活動の継続に努める。
- ・地域特性を活かしたまちづくり活動の推進を図る。
- ・地域の伝統行事や文化活動に参加する。

#### ウ 広域まちづくり活動

#### ● 考え方

本市では、これまで培われてきた環境や風土、歴史伝統を大切にし、保全・継承するため、広域的視点にたった活動を推進する。

#### ● 具体化方針

- ・歴史文化的景観資源について理解を深める。

- ・松阪木綿等伝統産業の維持継承に努める。
- ・森林づくりボランティア活動や体験イベントの企画等、地産地消活動の推進に努める。
- ・身近な自然環境について学習する。
- ・その他の文化的活動の推進に努める。

### ③ 事業者による活動

#### ア 日常の活動

##### ● 考え方

事業者は、自らの活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動の中でも、地域の環境や景観を維持保全するよう努める。

##### ● 具体化方針

- ・景観計画及び景観条例をふまえ、良好な景観に配慮した建築物等の意匠に努める。
- ・自然の地形の保全に配慮した開発等を行うよう努める。
- ・周辺の景観に配慮した工事の実施に努める。
- ・日常的な維持管理活動や敷地内の緑化の推進に努める。

#### イ 地域まちづくり活動への参画

##### ● 考え方

事業者は、事業対象となる土地や建物が、まちづくり活動がなされている地区にある場合は、まちづくり活動の趣旨を十分理解し、これに基づいた景観形成活動に自ら参加、または協力する。

##### ● 具体化方針

- ・地区の歴史的環境やまち並みに配慮した施設整備・修景等に努める。
- ・観光や商業等の地域産業活性化に資する施設整備等に努める。
- ・地域特性を活かした、住民と行政によるまちづくり活動へ参加、協力する。

#### ウ 広域まちづくり活動

##### ● 考え方

本市においてこれまで培われてきた環境や風土、歴史伝統を大切にし、保全・継承するため、広域的視点にたった活動に関し、事業者自らの専門性を活かした活動を推進する。

##### ● 具体化方針

- ・企業による文化や芸術、教育、環境、福祉などの社会貢献活動の実施に努める。
- ・市域の遺跡や文化財等の調査・保全に協力する。
- ・森林の保全・再生活動への協力に努める。
- ・地球規模での環境保全活動の研究、技術開発に努める。
- ・地産地消活動の推進に努める。

## ④ 行政による活動

### ア 公共事業や公共施設の整備・維持管理

#### ● 考え方

良好な地域の景観を形成するため、「景観とは(松阪市における景観の意義)」を共通の認識とし、庁内各部課の施策に導入する。また、必要に応じて庁内調整の場を確保し、本市として共通する方向を定める。

#### ● 具体化方針

- ・景観審議会、デザイン会議(仮称)等による景観マスタープランの進行管理を図る。
- ・公共事業や公共施設の整備に関するガイドラインの作成に努める。
- ・地域の自然的景観や歴史文化的景観に配慮した公共事業や公共施設の整備を図る。
- ・良好な景観の形成に関する三重県や隣接市町との協議体制の整備に努める。

### イ 地域まちづくり活動

#### ● 考え方

地域住民が主体的に取り組むまちづくりや景観形成活動について、相談、支援を行う。

#### ● 具体化方針

- ・地域の良好な景観づくり活動への支援に努める。

#### 【例え】

- ・殿町地区等における檻垣維持管理補助
- ・景観形成重点地区におけるまち並み修景補助
- ・まち並み保全地区制度の創設
- ・市独自の文化的景観選定制度の創設
- ・景観アドバイザーの派遣支援
- ・地域マネジメント住民協議会の推進
- ・まちづくり交付金制度等の活用

### ウ 広域まちづくり活動

#### ● 考え方

環境保全活動、文化的活動、地産地消活動等や、企業の専門性を活かした全市的に意義のある取組を支援するとともに、必要に応じて行政関係部局として主体的に参画する。

#### ● 具体化方針

- ・地区市民センターや公民館関連活動支援に努める。
- ・自治会活動との連携を図る。
- ・環境保全活動、文化的活動、地産地消活動への支援に努める。
- ・貴重な歴史文化的景観の保存(文化財指定等)を図る。
- ・良好な景観の形成に関する情報の収集及び情報発信(パンフレット、ホームページへの掲載等)に努める。

(3) 時間・・・活動に対し達成すべき適度な『時間』を定めること

① 短期

市民に対し、景観形成をわかりやすいものにするため、また、本市の景観形成の上で早期に対応すべき重要なものについては、地域住民等と行政が協働により、5年を目途に具体化できる取組の内容を決め、地域住民の合意形成、良好な景観の形成に関するルール作り、景観整備の推進、活動の支援等を行う。

② 中期

短期的な活動への新たな展開や短期的活動を育むなど、現在検討中であるが、近い将来5年を目途に具体化のための検討を行うことが可能なものについては、地域住民と行政が協働により、具体化に向けて、定期的な協議の場づくりなど、有効な景観制度等を運用しながら検討していく。

③ 長期

松阪市の将来の都市像を実現化するため、長い年月を積み重ねて景観形成を実現するものや地区については、地域住民と行政が協働して、景観まちづくりに関する意識啓発活動や情報の発信、景観制度の活用などにより、長期的な視点で景観形成を進めていく。